介護保険と確定申告

介護保険のサービス利用料は確定申告で医療費控除の対象となる場合があります

居宅サービスに係る医療費控除

介護保険の医療系居宅サービスの利用料は医療費控除の対象となります。

医療系居宅サービスは次の5種類です。

①訪問看護
②訪問リハビリテーション
③居宅療養管理指導
④通所リハビリテーション
⑤短期入所療養介護

居宅介護支援事業所等が作成した居宅サービス計画に、医療系居宅サービスのいずれかが位置づけられている場合は、以下のサービスも医療費控除の対象となります。

対象となる居宅サービス

⑧訪問介護（生活援助中心型を除く。）
⑨訪問入浴介護
⑩通所介護（食費を除く。）
⑪短期入所生活介護（食費・滞在費を除く。）

対象となる費用の額

居宅サービス費に係る自己負担額（介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限ります。）

施設サービスに係る医療費控除

⑥介護老人保健施設
⑦介護療養型医療施設

施設介護サービスの自己負担額（1割）と、食費・居住費の合計額が医療費控除の対象になります。

⑫介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施設介護サービスに対する自己負担額（1割）と、食費・居住費の合計額の2分の1が医療費控除の対象になります。

【ご注意】

※介護保険サービス事業者は、利用者に対して医療費控除対象額を記載した領収証を交付することになっています。条件に該当しても医療費控除額の記載の無い領収証については、対象となりません。

※高額介護サービス費の支給を受けている場合は、その高額介護サービス費（介護老人福祉施設については高額介護サービス費の2分の1に相当する金額）を医療費等の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることとなります。

◆介護保険料は社会保険料控除の対象になります

介護保険料は健康保険や年金の掛金と同様に社会保険料控除の対象になります。確定申告の際に社会保険料控除欄に記入してください。

◆おむつ代の医療費控除について

おむつの使用が必要な方で、寝たきり状態にある方や尿失禁の可能性がある方は、おむつ代が医療費控除の対象になります。

ただし、確定申告の際に「おむつ代の領収書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」の添付が必要です。

また、要介護（支援）の状態で、医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」の代わりに「市町村が主治医意見書の内容を確認した書類」でも医療費控除の申請ができます。この確認書は介護福祉課介護保険係で発行します。

問合せ介護福祉課介護保険係

医療費控除とサービス種別一覧

医療費控除の取扱い		サービス種別
医療費控除の対象	①	訪問看護
		介護予防訪問看護
	②	訪問リハビリテーション
		介護予防訪問リハビリテーション
	③	居宅療養管理指導
		介護予防居宅療養管理指導
	④	通所リハビリテーション（食費も含む）
		介護予防通所リハビリテーション（食費も含む）
	⑤	短期入所療養介護（食費・滞在費も含む）
		介護予防短期入所療養介護（食費・滞在費も含む）
	⑥	介護老人保健施設
	⑦	介護療養型医療施設
①～⑤のサービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象	⑧	訪問介護（生活援助中心型を除く）
		夜間対応型訪問介護
		介護予防訪問介護
	⑨	訪問入浴介護
		介護予防訪問入浴介護
	⑩	通所介護（食費を除く）
		認知症対応型通所介護
		小規模多機能型居宅介護
		介護予防通所介護
		介護予防認知症対応型通所介護
		介護予防小規模多機能型居宅介護
	⑪	短期入所生活介護（食費・滞在費を除く）
		介護予防短期入所生活介護
2分の1が医療費控除の対象	⑫	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
		地域密着型介護老人福祉施設
医療費控除の対象外	⑬	認知症対応型共同生活介護
		介護予防認知症対応型共同生活介護
	⑭	特定施設入居者生活介護
		地域密着型特定施設入居者生活介護
		介護予防特定施設入居者生活介護
	⑮	福祉用具貸与・購入
		介護予防福祉用具貸与・購入
		住宅改修
		介護予防住宅改修

赤い羽根共同募金ご協力ありがとうございました

下表のとおり、たくさんの募金が寄せられました。

この募金は高齢者施設、保育所、心身障害者施設、各種民間社会福祉施設の整備、在宅福祉サービスなど地域福祉の推進を図るために使われます。

皆さんのご協力ありがとうございました。

問合せ社会福祉課庶務・福祉計画担当

平成19年度赤い羽根共同募金地区別内訳表　（単位:円）

団体名	募金額	団体名	募金額
福生熊川住宅自治会	68, 400	本町第三町会	23, 000
南町会	84, 200	本町中央町会	36, 900
内出町会	90, 150	本町第六町会	59, 600
武蔵野町会	98, 445	本町第七町会	163, 270
福東町会	140, 000	本町第八第一町内会	179, 980
鍋ヶ谷戸第一町会	151, 950	本町第八第二町内会	110, 900
鍋ヶ谷戸第二町会	181, 200	武蔵野台一丁目町会	111, 200
玉川台町会	46, 920	加美平団地自治会	50, 200
富士見台町会	57, 750	永田町会	110, 000
福栄町会	30, 900	長沢町会	93, 589
熊川牛浜町会	149, 950	加美第一町会	54, 300
福生団地自治会	39, 600	加美第二町会	165, 800
南田園一丁目町会	80, 700	市公共施設窓口等	8, 313
南田園二丁目町会	70, 900	市役所及び社会福祉協議会職員	47, 049
南田園三丁目町会	72, 831		
牛浜第一町会	63, 500	街頭募金　ボーイスカウト福生第1団	39, 109
牛浜第二町会	111, 300	ボーイスカウト福生第2団	20, 618
原ヶ谷戸町会	171, 100	ガールスカウト東京第191団	48, 365
志茂第一町会	148, 100	福生市民生委員児童委員協議会	22, 768
志茂第二町会	180, 800		
本町第一町会	51, 139	東京福生中央ロータリークラブ	16, 727
本町第二町会	33, 600		
募金総額　3, 485, 123			

社会福祉協議会

●リハビリ相談会

身体に障害をお持ちの方やそのご家族、施設で働いている方、お困りのことはありませんか?障害、リハビリ、介助の方法、住宅改修、車椅子・補装具についてなど、日ごろお困りのこと、疑問に思っていることなど気軽に相談してください。

理学療法士が個々に相談を受けますので、直接、会場においでください。

日時2月9日㈯午後1時30分～3時30分
場所福祉センター2階理学療法室
費用無料
主催㈳東京都理学療法士会成人福祉部・福生市社会福祉協議会
問合せ社会福祉協議会☎552・2121

ふっさボランティア・市民活動センター（ＦＶＡＣ）

●やさしいＮＰＯ法人入門講座

これから設立を考えている方、新任のＮＰＯ法人スタッフ、理事、ＮＰＯ法人のことが知りたい方向けに、基本的な知識、法人化のメリットや手続きについて解説します。

また、実際にＮＰＯ法人として活躍している方々を招いて、体験談などを話していただきます。個人、団体を問わずぜひご参加ください。

日時2月15日㈮午後7時～9時
場所羽村市生涯学習センターゆとろぎ
主催ふっさボランティア・市民活動センター、羽村市社会福祉協議会、青梅ボランティア・市民活動センター、ボランティアセンターみずほ
内容○講義「ＮＰＯ法人ってなに?法人化の意味と手続き」【講師】熊谷紀良氏（東京ボランティア・市民活動センターＮＰＯ法人相談担当）
○体験談「法人化これまで、これから」【講師】橋本庸明氏（ＮＰＯ法人メンタルフレンド代表）、牟田由美氏（ＮＰＯ法人エンジェル・ハート代表理事）
定員先着35人
参加費1, 000円
申込み1月18日から（日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分）ふっさボランティア・市民活動センターへ。

●施設で活動するボランティアさん同士情報交換しませんか?

活動先には言えない活動中の悩み・よろこばれた活動・私の活動する施設のよいところ、悪いところなどボランティア同士情報交換しながら、さらに「楽しく」、「気持ちよく」、「よろこばれる」活動を目指しましょう。

日時2月7日㈭午後2時～4時
場所福祉センター
対象現在市内施設でボランティア活動をしている方
定員先着30人
主催ふっさボランティア・市民活動センター
申込み1月18日から（日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分）電話、ＦＡＸ、メール、または直接ふっさボランティア・市民活動センターへ。
☎552・2122、FAX553・7532
Ｅメールinfo@fvac.group-info.com
ＵＲＬhttp://fvac.group-info.com/